

○インターネット異性紹介事業に関する事務取扱規程

(平成25年1月7日本部訓令第1号)

[沿革] 令和3年1月訓令第1号改正

(趣旨)

第1条 この訓令は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号。以下「規則」という。）及び奈良県公安委員会事務専決規程（昭和42年4月奈良県公安委員会規程第1号）の規定に基づくインターネット異性紹介事業に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(届出書の受理)

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、事業開始届出書（規則別記様式第1号）、事業廃止届出書（規則別記様式第2号）又は届出事項変更届出書（規則別記様式第3号）（以下この条において「届出書」という。）の提出を受けたときは、記載事項に不備がないこと及び所定の書類が添付されていることを確認し、不備、矛盾等があるときは補足又は訂正を求めた後に受理するものとする。

2 署長は、届出書を受理したときは、速やかに生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）に連絡して受理番号の通知を受け、当該届出書の所定欄に記載しなければならない。

3 生活安全企画課長は、署長から届出書を受理した旨の連絡を受けたときは、インターネット異性紹介事業届出受理番号簿（別記様式第1号）に届出年月日、受理番号その他の必要な事項を記載するとともに、当該受理番号を当該署長に通知しなければならない。

(欠格事由の調査)

第3条 署長は、法第7条第1項の規定による事業開始届出書を受理したときは、速やかに、インターネット異性紹介事業者台帳（別記様式第2号。以下「台帳」という。）を作成するとともに、次の各号に掲げる事項を調査しなければならない。

(1) 事業開始届出書及び規則第1条第3項に規定する添付書類（以下この条において「添付書類」という。）に虚偽の記載がないか。

(2) 法第8条各号に掲げる欠格事由のいずれかに該当しないか。

- (3) 法第9条の名義貸しの禁止規定に違反しないか。
- (4) 識別符号付与業務（規則第5条第1項第4号に規定する業務をいう。）を他の者に委託している場合は、当該委託を受けた者が規則第5条第2項に掲げる要件を備えた者であるか。

2 前項の規定による調査は、添付書類の確認、官公署への照会その他の必要な方法により行うものとする。この場合において、次の各号に定めるものについては、それぞれ当該各号に定める様式を使用するものとする。

- (1) 本籍地を管轄する市区町村長に対する日本人の照会 許認可等審査事務に係る照会書の取扱いに関する訓令（平成24年10月奈良県警察本部訓令第15号。以下この項において「照会書訓令」という。）別記様式第1号
- (2) 奈良地方検察庁に対する外国人の照会 照会書訓令別記様式第3号
- (3) 本店所在地を管轄する地方検察庁に対する法人の照会 照会書訓令別記様式第5号

3 署長は、第1項の規定による調査を終了したときは、インターネット異性紹介事業届出受理報告書（別記様式第3号。次条において「受理報告書」という。）に次の各号に掲げる書類の写しを添えて、生活安全企画課長に送付しなければならない。

- (1) 台帳
- (2) 事業開始届出書
- (3) 添付書類
- (4) 第1項の規定による調査の結果を記載した書面
（事業廃止届出書の受理）

第4条 署長は、法第7条第2項の規定による事業廃止届出書を受理したときは、台帳を整理するとともに、受理報告書に次の各号に掲げる書類の写しを添えて、生活安全企画課長に送付しなければならない。

- (1) 台帳
- (2) 事業廃止届出書
（届出事項変更届出書の受理）

第5条 第3条の規定は、法第7条第2項の規定による届出事項変更届出書を受理した場合について準用する。この場合において、第3条第1項中「法第7条第1項」とあるのは「法第7条第2項」と、「事業開始届出書」とあるのは「届出事項変更届出書」と、「作成」とあるのは「整理」と、「次の各号」とあるのは「変更に係る次の各号」と、同項第1号中「規則第1条第3項」とあるのは「規則第2条第3項」と、同条第3項第2号中「事業開始届出書」とあるのは「届出事項変更届出書」と読み替え

るものとする。

（行政処分の上申）

第6条 署長は、インターネット異性紹介事業者に対し、指示又は事業の停止若しくは廃止に係る命令（以下「行政処分」という。）を行う必要があると認めるときは、行政処分上申書（別記様式第4号）に違反事実等を証明する資料（以下「証明資料」という。）を添えて、生活安全企画課長を経由して公安委員会（法第13条の規定による指示にあつては生活安全部長専決）に上申しなければならない。

（行政処分の通知）

第7条 生活安全企画課長は、行政処分の決定があつたときは、指示書（規則別記様式第4号）又は命令書（規則別記様式第5号）（以下この条及び次条において「処分書」という。）に関係書類を添えて、当該行政処分を行うインターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する署長に送付しなければならない。

2 署長は、処分書の送付を受けたときは、速やかに台帳を整理するとともに、当該処分書を被処分者に交付しなければならない。

3 署長は、前項の規定により処分書を交付するときは、被処分者から受領書（別記様式第5号）を徴しておかななければならない。

4 生活安全企画課長及び署長は、行政処分の経過及び結果を行政処分処理簿（別記様式第6号）に記載しなければならない。

（処分移送通知）

第8条 署長は、行政処分（法第14条第2項の規定による事業の廃止に係る命令を除く。以下この条、第10条及び第11条において同じ。）を行おうとするインターネット異性紹介事業者の事務所の所在地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更されていたときは、当該行政処分に係る事案に関する弁明の機会の付与又は聴聞を終了している場合を除き、処分書、証明資料及び当該事務所の所在地が変更されていることを疎明する資料を生活安全企画課長に送付しなければならない。

2 前項の送付を受けた生活安全企画課長は、処分移送通知書（規則別記様式第6号）を当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に送付しなければならない。

3 生活安全企画課長は、他の都道府県公安委員会から処分移送通知書を受領したときは、行政処分上申書に当該処分移送通知書を添えて、公安委員会（法第15条第2項第1号の規定による指示にあつては生活安全部長専決）に上申しなければならない。

（報告又は資料の提出要求）

第9条 署長は、法第16条の規定による報告又は資料の提出（以下この条において「報

告等」という。)を求める必要があると認めるときは、報告・資料提出要求上申書(別記様式第7号)により公安委員会(生活安全企画課長専決)に上申しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による上申に相当の理由があると認めるときは、速やかに報告等要求書(規則別記様式第7号)を作成し、これを同項の署長に送付しなければならない。

3 署長は、報告等要求書の送付を受けたときは、これを速やかに報告等を求めるインターネット異性紹介事業者に交付しなければならない。

4 署長は、前項の規定により報告等要求書を交付するときは、報告等を求めるインターネット異性紹介事業者から受領書を徴しておかななければならない。

(国家公安委員会への報告等)

第10条 生活安全企画課長は、事業開始届出書、事業廃止届出書若しくは届出事項変更届出書を受理した旨の連絡を受けたとき又は行政処分を行ったときは、規則第11条第1項に規定する事項を国家公安委員会に報告しなければならない。

2 生活安全企画課長は、国家公安委員会から法第17条第1項後段の規定による通報を受理したときは、当該通報の内容に応じ必要な措置をとるものとする。

(他の都道府県公安委員会等への通報等)

第11条 署長は、インターネット異性紹介事業者が行政処分の事由となる違反行為をしたと認め、又は行政処分に違反したと認める場合において、当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該事案の証明資料を生活安全企画課長に送付しなければならない。

2 前項の証明資料の送付を受けた生活安全企画課長は、行政処分事由該当事案等通報書(別記様式第8号。以下「事案通報書」という。)に当該証明資料を添えて、法第17条第2項の規定による通報をしなければならない。

3 生活安全企画課長は、他の都道府県公安委員会から法第17条第2項の規定による通報を受理したときは、当該通報に係るインターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する署長に当該通報の内容を連絡しなければならない。

4 署長は、第1項の場合において、当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地が奈良県内の他の警察署の管轄区域内にあるときは、事案通報書に証明資料を添えて、当該事務所の所在地を管轄する署長に通報するとともに、当該事案通報書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。

(登録誘引情報提供機関への情報提供)

第12条 生活安全企画課長は、登録誘引情報提供機関から情報の提供を求められたとき

は、必要に応じて、インターネット異性紹介事業者に係る法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる事項に関する情報を提供することができるものとする。

(報告)

第13条 署長は、インターネット異性紹介事業に関する事務の取扱い等について、インターネット異性紹介事業に関する事務取扱等状況報告書（別記様式第9号）により、翌月の5日までに生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成25年1月7日から施行する。

附 則 （令和3年1月22日本部訓令第1号）

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年1月22日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(別記様式省略)